

北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 2 年度に実施した委託調査が終了したため、協議会の会計を廃止することとし、会計及び監事に係る規定を削除する。

また、道の機構改正に伴い、並行在来線担当課長が新設されたことから、幹事会の座長及び構成員について、変更する。

2 改正内容

(1) 会計及び監事に係る規定の削除

(役員)

第 5 条 協議会に座長及び監事を置く。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 座長は、北海道知事とする。

~~4 監事は、協議会で選出することとし、協議会の会計を監査する。~~

~~(会計)~~

~~第 10 条 本会で委託調査を実施する場合の経費は、構成員の負担金をもって充てる。~~

~~2 予算及び決算は、協議会において審議決定する。~~

~~3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。~~

~~4 前 3 項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、座長が別に定める。~~

(別表)

~~○監事(第 5 条関係) 共和町長、七飯町長~~

(2) 道の機構改正

(幹事会)

第 8 条 協議会及びブロック会議の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、並行在来線沿線の市・町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事交通企画課並行在来線担当課長**、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長をもって構成する。

3 幹事会の座長は、北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事交通企画課並行在来線担当課長**とし、必要に応じて招集する。

4 (略)

別表 幹事会構成員(第 8 条関係)

(全体)(後志ブロック)(渡島ブロック)

北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事交通企画課並行在来線担当課長**

3 設置要領改正による新旧対照表

別添のとおり。

「北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領（改正案）</p> <p>（名称） 第1条 この会は、北海道新幹線並行在来線対策協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 協議会は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線（函館・小樽間）（以下「並行在来線」という。）沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的とする。</p> <p>（所掌事項） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。 （1）並行在来線沿線の地域交通の確保方策の調査研究に関すること （2）並行在来線沿線の地域交通の確保に係る基本的方向の決定に関すること （3）新幹線整備に伴う地域課題への対応に関すること （4）その他目的を達成するために必要なこと</p> <p>（組織） 第4条 協議会は、並行在来線沿線市町及び北海道の代表者をもって構成する。</p> <p>（役員） 第5条 協議会に座長を置く。 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 座長は、北海道知事とする。</p> <p>（会議の招集等） 第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成員以外の者を出席させることができる。 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。</p> <p>（ブロック会議） 第7条 協議会を円滑に運営するため、次のブロック会議を設置する。 （1）後志ブロック会議（長万部・小樽間） （2）渡島ブロック会議（函館・長万部間） 2 ブロック会議は、前項の区間の市・町の代表者、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長（後志ブロック会議）、渡島総合振興局長（渡島ブロック会議）をもって構成する。 3 ブロック会議の座長は、北海道総合政策部交通企画監とし、必要に応じて招集する。 4 座長は、必要に応じ、第7条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>（幹事会） 第8条 協議会及びブロック会議の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。 2 幹事会は、並行在来線沿線の市・町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長をもって構成する。</p>	<p style="text-align: center;">北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領</p> <p>（名称） 第1条 この会は、北海道新幹線並行在来線対策協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 協議会は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線（函館・小樽間）（以下「並行在来線」という。）沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的とする。</p> <p>（所掌事項） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。 （1）並行在来線沿線の地域交通の確保方策の調査研究に関すること （2）並行在来線沿線の地域交通の確保に係る基本的方向の決定に関すること （3）新幹線整備に伴う地域課題への対応に関すること （4）その他目的を達成するために必要なこと</p> <p>（組織） 第4条 協議会は、並行在来線沿線市町及び北海道の代表者をもって構成する。</p> <p>（役員） 第5条 協議会に座長及び監事を置く。 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 座長は、北海道知事とする。 4 監事は、協議会で選出することとし、協議会の会計を監査する。</p> <p>（会議の招集等） 第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成員以外の者を出席させることができる。 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。</p> <p>（ブロック会議） 第7条 協議会を円滑に運営するため、次のブロック会議を設置する。 （1）後志ブロック会議（長万部・小樽間） （2）渡島ブロック会議（函館・長万部間） 2 ブロック会議は、前項の区間の市・町の代表者、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長（後志ブロック会議）、渡島総合振興局長（渡島ブロック会議）をもって構成する。 3 ブロック会議の座長は、北海道総合政策部交通企画監とし、必要に応じて招集する。 4 座長は、必要に応じ、第7条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>（幹事会） 第8条 協議会及びブロック会議の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。 2 幹事会は、並行在来線沿線の市・町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長をもって構成する。</p>

3 幹事会の座長は、北海道総合政策部交通政策局**交通企画課並行在来線担当課長**とし、必要に応じて招集する。

4 座長は、必要に応じ、第8条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年6月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月17日から施行する。
この要領は、令和3年 月 日から施行する。

3 幹事会の座長は、北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事**とし、必要に応じて招集する。

4 座長は、必要に応じ、第8条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局に置く。

(会計)

第10条 本会で委託調査を実施する場合の経費は、構成員の負担金をもって充てる。

~~2 予算及び決算は、協議会において審議決定する。~~

~~3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。~~

~~4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、座長が別に定める。~~

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年6月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月17日から施行する。

新

○協議会構成員（第4条関係）

北海道知事、函館市長、小樽市長、北斗市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長

○ブロック会議構成員（第7条関係）

後志ブロック会議（長万部・小樽間）
小樽市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長

渡島ブロック会議（函館・長万部間）
函館市長、北斗市長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、渡島総合振興局長

※必要に応じて分科会を設けることができる。

○幹事会構成員（第8条関係）

（全体）
函館市、小樽市、北斗市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長

（後志ブロック）
小樽市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局**交通企画課並行在来線担当課長**、後志総合振興局地域創生部長

（渡島ブロック）
函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局**交通企画課並行在来線担当課長**、渡島総合振興局地域創生部長

旧

○協議会構成員（第4条関係）

北海道知事、函館市長、小樽市長、北斗市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長

○監事（第5条関係）

共和町長、七飯町長

○ブロック会議構成員（第7条関係）

後志ブロック会議（長万部・小樽間）
小樽市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長

渡島ブロック会議（函館・長万部間）
函館市長、北斗市長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、渡島総合振興局長

※必要に応じて分科会を設けることができる。

○幹事会構成員（第8条関係）

（全体）
函館市、小樽市、北斗市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長

（後志ブロック）
小樽市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事**、後志総合振興局地域創生部長

（渡島ブロック）
函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局**新幹線推進室参事**、渡島総合振興局地域創生部長

北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領（案）

（名称）

第1条 この会は、北海道新幹線並行在来線対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線（函館・小樽間）（以下「並行在来線」という。）沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- （1）並行在来線沿線の地域交通の確保方策の調査研究に関すること
- （2）並行在来線沿線の地域交通の確保に係る基本的方向の決定に関すること
- （3）新幹線整備に伴う地域課題への対応に関すること
- （4）その他目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、並行在来線沿線市町及び北海道の代表者をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、北海道知事とする。

（会議の招集等）

第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。

（ブロック会議）

第7条 協議会を円滑に運営するため、次のブロック会議を設置する。

- （1）後志ブロック会議（長万部・小樽間）
- （2）渡島ブロック会議（函館・長万部間）
- 2 ブロック会議は、前項の区間の市・町の代表者、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長（後志ブロック会議）、渡島総合振興局長（渡島ブロック会議）をもって構成する。
- 3 ブロック会議の座長は、北海道総合政策部交通企画監とし、必要に応じて招集する。
- 4 座長は、必要に応じ、第7条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

（幹事会）

第8条 協議会及びブロック会議の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、並行在来線沿線の市・町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長とし、必要に応じて招集する。
- 4 座長は、必要に応じ、第8条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

（事務局）

第9条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局に置く。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- この要領は、平成24年9月7日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年6月11日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月17日から施行する。
- この要領は、令和3年4月 日から施行する。

○協議会構成員（第4条関係）

北海道知事、函館市長、小樽市長、北斗市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長

○ブロック会議構成員（第7条関係）

後志ブロック会議（長万部・小樽間）

小樽市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長

渡島ブロック会議（函館・長万部間）

函館市長、北斗市長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、渡島総合振興局長

※必要に応じて分科会を設けることができる

○幹事会構成員（第8条関係）

（全体）

函館市、小樽市、北斗市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長

（後志ブロック）

小樽市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長、後志総合振興局地域創生部長

（渡島ブロック）

函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局交通企画課並行在来線担当課長、渡島総合振興局地域創生部長